

給食費の 無償化スタートします

問 第1学校給食センター ☎73-2057
問 子育て支援課保育係 [内線164・165]
問 保健福祉課福祉サービス係 [内線152]



対象

- 1 市内に住所を有するすべての小・中学生
- 2 市内に住所を有し、保育施設等を利用している満3歳以上の子ども
- 3 市内に住所を有し、児童発達支援センターを利用している子ども

開始 令和7年8月分から

子育て支援策、また、物価高騰対策として、これまでの軽減措置に加え国に先駆けて、それぞれ給食費を全額無償化とします。
※市外小中学校に在籍の場合は、市外小中学校児童生徒給食費軽減事業補助金により、北斗市の給食費を上限として補助します。



保護者の皆さまへのお願い

1

北斗市内

小中学校に在籍の場合

- 申請手続きは**不要**です。
- 8月分以降の給食費は納めないください。
- 還付の方は、後日、お知らせします。

北斗市外

小中学校に在籍の場合

- 補助金の交付申請手続きが**必要**です。
- 対象となる方へ、後日、学校等を通じてお知らせします。

2 • 3

幼稚園・保育所・認定こども園
児童発達支援センターに
在籍の場合

- 申請手続きは**不要**です。

認可外保育施設・国立幼稚園に
在籍の場合

- 一旦施設に支払いの上、申請手続きが**必要**です。
- 対象となる方へ、後日、市から直接お知らせします。